

第6回
館林市・板倉町合併協議会
会議資料

日時：平成29年7月28日（金）午後2時

場所：板倉町中央公民館大ホール

議案第8号（継続審議）

合併協定項目1 合併の方式について

合併の方式について、次のとおり提案する。

平成29年7月28日

館林市・板倉町合併協議会
会長 須藤和臣

項 目	合併協定項目1 合併の方式
調整方針	<p>合併の方式に関する具体的な調整方針を決定するにあたり、</p> <p>【A案】両市町の合併は、館林市及び邑楽郡板倉町を廃し、その区域をもって新しい市を設置する「新設合併」とする。</p> <p>または、</p> <p>【B案】両市町の合併は、邑楽郡板倉町を廃し、その区域を館林市に編入する「編入合併」とする。</p> <p>のいずれかの方式を選択することについて、委員の意見を伺いたい。</p>

議案第15号

合併協定項目20 国民健康保険事業の取扱いについて

国民健康保険事業の取扱いについて、次のとおり提案する。

平成29年7月28日

館林市・板倉町合併協議会
会長 須藤和臣

項 目	合併協定項目20 国民健康保険事業の取扱い
調整方針	<p>1 国民健康保険税の賦課については、次のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none">(1) 税率については、合併年度及びこれに続く5年度以内は不均一課税とし、その後、再編する。(2) 納期については、現行のとおり新市において継続する。(3) 軽減制度については、現行のとおり新市において継続する。(4) 減免制度については、合併時に統合する。 <p>2 特定健康診査・特定保健指導については、合併時に統合する。</p>

館林市・板倉町合併協議会の調整内容

合併協定項目	20 国民健康保険事業の取扱い	関係項目	1 国民健康保険税の賦課	
調整方針	国民健康保険税の賦課については、次のとおりとする。 (1) 税率については、合併年度及びこれに続く5年度以内は不均一課税とし、その後、再編する。 (2) 納期については、現行のとおり新市において継続する。 (3) 軽減制度については、現行のとおり新市において継続する。 (4) 減免制度については、合併時に統合する。			
現		況		具体的な調整内容
館 林 市		板 倉 町		
1 税率	1 税率			
	医療分	支援金分	介護分	合計
所得割	5.5%	1.9%	1.6%	9.0%
資産割	22.0%	5.5%	3.6%	31.1%
均等割	26,400円	8,400円	7,200円	42,000円
平等割	19,200円	6,600円	4,800円	30,600円
限度額	54万円	19万円	16万円	89万円
※医療分：国保被保険者の医療に充てるための保険税 支援金分：後期高齢者医療制度被保険者の医療に充てるための保険税 介護分：介護保険制度に充てるための保険税 (40～64歳のみ) 所得割：被保険者の所得に応じて負担する保険税 資産割：被保険者の固定資産税額に応じて負担する保険税 均等割：被保険者一人ごとに負担する保険税 平等割：世帯ごとに負担する保険税		※医療分：国保被保険者の医療に充てるための保険税 支援金分：後期高齢者医療制度被保険者の医療に充てるための保険税 介護分：介護保険制度に充てるための保険税 (40～64歳のみ) 所得割：被保険者の所得に応じて負担する保険税 資産割：被保険者の固定資産税額に応じて負担する保険税 均等割：被保険者一人ごとに負担する保険税 平等割：世帯ごとに負担する保険税		税率については、合併年度は現市町の広域化※後の税率を適用し、これに続く5年度以内は、税率の統一に向けて段階的に調整した税率とする。 ※国民健康保険制度の広域化とは、市町村が個別に運営している国民健康保険制度を、平成30年度から群馬県全域に一本化する予定で、県が財政運営の中心的な役割を担うことにより制度の安定化を図る。市町村は、資格管理、保険給付、保険税率の決定、賦課・徴収、保健事業等、地域におけるきめ細かい事業を引き続き行う。

現 況		具体的な調整内容
館 林 市	板 倉 町	
<p>2 納期</p> <p>(1) 普通徴収</p> <p>第1期 7月1日から同月31日まで</p> <p>第2期 8月1日から同月31日まで</p> <p>第3期 9月1日から同月30日まで</p> <p>第4期 10月1日から同月31日まで</p> <p>第5期 11月1日から同月30日まで</p> <p>第6期 12月1日から同月25日まで</p> <p>第7期 翌年1月1日から同月31日まで</p> <p>第8期 翌年2月1日から同月末日まで</p> <p>(2) 特別徴収</p> <p>4月から2月までの年金支給日（6回）</p> <p>3 軽減制度</p> <p>(1) 低所得者軽減</p> <p>被保険者世帯の所得状況に応じて、均等割と平等割の7割、5割、2割を軽減する。</p> <p>(2) 後期高齢者医療制度への移行に伴う軽減</p> <p>75歳以上の者が後期高齢者医療制度に移行した場合に、同じ世帯の国民健康保険加入者の国民健康保険税に急激な変動が生じないように軽減を図る。</p> <p>(3) 非自発的失業者に対する軽減</p> <p>倒産や解雇等による離職により失業給付を受けている者に対し、給与所得を3割とみなして国民健康保険税を算定することにより軽減を図る。</p>	<p>2 納期</p> <p>(1) 普通徴収</p> <p>第1期 7月1日から同月31日まで</p> <p>第2期 8月1日から同月31日まで</p> <p>第3期 9月1日から同月30日まで</p> <p>第4期 10月1日から同月31日まで</p> <p>第5期 11月1日から同月30日まで</p> <p>第6期 12月1日から同月25日まで</p> <p>第7期 翌年1月1日から同月31日まで</p> <p>第8期 翌年2月1日から同月末日まで</p> <p>(2) 特別徴収</p> <p>4月から2月までの年金支給日（6回）</p> <p>3 軽減制度</p> <p>(1) 低所得者軽減</p> <p>被保険者世帯の所得状況に応じて、均等割と平等割の7割、5割、2割を軽減する。</p> <p>(2) 後期高齢者医療制度への移行に伴う軽減</p> <p>75歳以上の者が後期高齢者医療制度に移行した場合に、同じ世帯の国民健康保険加入者の国民健康保険税に急激な変動が生じないように軽減を図る。</p> <p>(3) 非自発的失業者に対する軽減</p> <p>倒産や解雇等による離職により失業給付を受けている者に対し、給与所得を3割とみなして国民健康保険税を算定することにより軽減を図る。</p>	<p>納期については、現行のとおり新市において継続する。</p> <p>軽減制度については、現行のとおり新市において継続する。</p>

現 況		具体的な調整内容
館 林 市	板 倉 町	
<p>4 減免制度</p> <p>次のいずれかに該当する者のうち、国民健康保険税の減免を受けることが必要であると認められる場合に、申請により減免する。</p> <p>(1) 貧困により生活のため公私の扶助を受けている者</p> <p>(2) 当該年において所得が皆無となったため生活が著しく困難となった者又はこれに準ずると認められる者</p> <p>(3) 天災その他特別の事情がある者</p> <p>(4) 次のいずれにも該当する者の属する世帯の納税義務者</p> <p>① 65歳以上であるもの</p> <p>② 次のいずれかに該当する者の旧被扶養者</p> <p>ア) 健康保険法の規定による被保険者</p> <p>イ) 船員保険法の規定による被保険者</p> <p>ウ) 国家公務員共済組合法又は地方公務員等共済組合法に基づく共済組合の組合員</p> <p>エ) 私立学校教職員共済法の規定による私立学校教職員共済制度の加入者</p> <p>オ) 健康保険法第126条の規定により日雇特例被保険者手帳の交付を受け、その手帳に健康保険印紙をはり付けるべき余白がなくなるに至るまでの間にある者</p> <p>※館林市税等減免に関する規則において、対象者ごとに減免する基準を具体的に規定している。</p>	<p>4 減免制度</p> <p>次のいずれかに該当する者のうち、国民健康保険税の減免を受けることが必要であると認められる場合に、申請により減免する。</p> <p>(1) 貧困により生活のため公私の扶助を受けている者</p> <p>(2) 当該年において所得が皆無となったため生活が著しく困難となった者又はこれに準ずると認められる者</p> <p>(3) 天災その他特別の事情がある者</p> <p>(4) 次のいずれにも該当する者の属する世帯の納税義務者</p> <p>① 65歳以上であるもの</p> <p>② 次のいずれかに該当する者の旧被扶養者</p> <p>ア) 健康保険法の規定による被保険者</p> <p>イ) 船員保険法の規定による被保険者</p> <p>ウ) 国家公務員共済組合法又は地方公務員等共済組合法に基づく共済組合の組合員</p> <p>エ) 私立学校教職員共済法の規定による私立学校教職員共済制度の加入者</p> <p>オ) 健康保険法第126条の規定により日雇特例被保険者手帳の交付を受け、その手帳に健康保険印紙をはり付けるべき余白がなくなるに至るまでの間にある者</p>	<p>減免制度については、対象者は同一であるが、館林市では減免基準を具体的に列挙しているため、館林市の例により合併時に統合する。</p>

館林市・板倉町合併協議会の調整内容

合併協定項目	20 国民健康保険事業の取扱い	関係項目	2 特定健康診査・特定保健指導
調整方針	特定健康診査・特定保健指導については、合併時に統合する。		
現		況	
館 林 市		板 倉 町	
<p>【目的】 40歳から74歳までの国民健康保険被保険者に対し、特定健康診査及び特定保健指導を実施することにより、被保険者の健康保持及び医療費の抑制を図る。</p> <p>【概要】</p> <p>1 特定健康診査 メタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）に着目した検査項目による健康診査。</p> <p>(1) 実施方法 集団健診：(公財)群馬県健康づくり財団に委託 個別健診：(一社)館林市邑楽郡医師会に委託</p> <p>(2) 実施場所 集団健診：保健センター、公民館 個別健診：館林市及び邑楽郡内の医療機関</p> <p>(3) 健診項目 問診、身体計測（身長、体重、BMI、腹囲）、理学的検査（身体診察）、血圧測定、血液検査（脂質検査、肝機能検査、血糖検査、腎機能検査）、尿検査 ※医師の判断に基づき実施する項目 貧血検査、心電図検査、眼底検査</p>		<p>【目的】 40歳から74歳までの国民健康保険被保険者に対し、特定健康診査及び特定保健指導を実施することにより、被保険者の健康保持及び医療費の抑制を図る。</p> <p>【概要】</p> <p>1 特定健康診査 メタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）に着目した検査項目による健康診査。</p> <p>(1) 実施方法 集団健診：(公財)群馬県健康づくり財団に委託 個別健診：(一社)館林市邑楽郡医師会に委託</p> <p>(2) 実施場所 集団健診：保健センター、公民館 個別健診：館林市及び邑楽郡内の医療機関</p> <p>(3) 健診項目 問診、身体計測（身長、体重、BMI、腹囲）、理学的検査（身体診察）、血圧測定、血液検査（脂質検査、肝機能検査、血糖検査、腎機能検査）、尿検査 ※医師の判断に基づき実施する項目 貧血検査、心電図検査、眼底検査</p>	
		具体的な調整内容	
		<p>特定健康診査については、実施時期及び自己負担額が異なるため、館林市の例により合併時に統合する。 ただし、自己負担額については、板倉町の例によるものとする。</p>	

現 況		具体的な調整内容
館 林 市	板 倉 町	
(4) 実施時期 集団健診：7月～11月 個別健診：6月～10月	(4) 実施時期 集団健診：5月～7月、10月 個別健診：6月～11月	特定保健指導については、実施方法及び指導内容が異なるため、館林市の例により合併時に統合する。
(5) 自己負担額 40～69歳 500円。ただし、市民税非課税世帯は無料とする。 70～74歳 無料	(5) 自己負担額 無料	
2 特定保健指導 特定健康診査の結果から、健康保持に努める必要がある者に対し、リスクの程度に応じた保健指導を行う。	2 特定保健指導 特定健康診査の結果から、健康保持に努める必要がある者に対し、リスクの程度に応じた保健指導を行う。	
(1) 実施方法 集団健診分：(公財)群馬県健康づくり財団に委託 個別健診分：直営	(1) 実施方法 直営	
(2) 実施場所 保健センター	(2) 実施場所 保健センター	
(3) 指導内容 動機付け支援：初回面接、6か月後の実績評価 積極的支援：初回面接、6か月間の継続的支援 6か月後の実績評価	(3) 指導内容 動機付け支援：訪問支援（初回面接、最終面接） 又は積極的支援と同様の指導 積極的支援：訪問支援、運動教室、支援レター、 中間グループワーク、血液検査	
(4) 実施時期 通年	(4) 実施時期 通年	
(5) 自己負担額 無料	(5) 自己負担額 無料	

議案第16号

合併協定項目23-9 保健衛生事業について

保健衛生事業について、次のとおり提案する。

平成29年7月28日

館林市・板倉町合併協議会
会長 須藤和臣

項目	合併協定項目23-9 保健衛生事業
調整方針	<ol style="list-style-type: none">1 健康増進計画・食育推進計画については、合併時は現行のとおりとし、合併後に再編する。2 健康診査事業については、合併時に統合する。3 がん検診事業については、合併時に統合する。ただし、がん検診推進事業については、合併時に再編する。4 定期予防接種については、現行のとおり新市において継続する。5 任意予防接種については、合併時に統合する。6 健康まつりについては、合併時に再編する。

館林市・板倉町合併協議会の調整内容

合併協定項目	23-9 保健衛生事業	関係項目	1 健康増進計画・食育推進計画
調整方針	健康増進計画・食育推進計画については、合併時は現行のとおりとし、合併後に再編する。		
現		況	
館 林 市		板 倉 町	
<p>【名称】 館林市健康づくり計画 「健康たてばやし21（第3次）」</p> <p>【目的】 健康増進法第8条第2項の規定に基づく健康増進計画及び食育基本法第18条第1項の規定に基づく食育推進計画を一体的に策定し、地域住民の健康状態に応じた行動目標を定め、健康増進の推進を図る。</p> <p>【概要】</p> <p>1 基本理念 全ての市民が心身ともに健康でいきいきと暮らせる館林市の実現</p> <p>2 基本目標 健康寿命の延伸</p> <p>3 計画期間 平成28年度～平成37年度（10年間） ※平成32年度に中間評価、平成37年度に最終年度評価を実施。</p>	<p>【名称】 板倉町健康増進計画・食育推進計画 「ひまわり健康21（第2次）」</p> <p>【目的】 健康増進法第8条第2項の規定に基づく健康増進計画及び食育基本法第18条第1項の規定に基づく食育推進計画を一体的に策定し、地域住民の健康状態に応じた行動目標を定め、健康増進の推進を図る。</p> <p>【概要】</p> <p>1 基本理念 心身ともに健康で、生涯、健やかに暮らせるまちづくり</p> <p>2 基本目標 健康寿命の延伸</p> <p>3 計画期間 平成27年度～平成34年度（8年間） ※平成34年度に最終年度評価を実施。</p>	<p>具体的な調整内容</p> <p>健康増進計画・食育推進計画については、計画期間、計画策定にかかる諮問機関、計画の評価方法が異なるが、基本目標等が同じであるため、合併時は現市町の計画をそのまま移行し、合併後に新市において策定する。</p>	

現 況		具体的な調整内容
館 林 市	板 倉 町	
<p>4 策定体制</p> <p>市担当課で作成した計画案について、館林市健康づくり計画策定委員会で協議を行い、館林市健康づくり推進協議会において計画案を審議決定する。</p> <p>(1) 館林市健康づくり計画策定委員会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・委員 12人 (医療関係者、保健団体等関係者、保健行政関係者、学識経験者、公募) ・任期 (第3次計画策定時) 平成27年12月1日～平成28年3月31日 <p>(2) 館林市健康づくり推進協議会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・委員 21人以内 (関係行政機関、保健医療関係団体、地区組織、学校、事業所等代表者、学識経験者) ・任期 2年 	<p>4 策定体制</p> <p>町担当課で作成した計画案について、板倉町健康づくり推進協議会において計画案を審議決定する。</p> <p>(1) 板倉町健康づくり推進協議会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・委員 15人以内 (関係行政機関、医療関係団体、住民組織、スポーツ関係団体、学識経験者) ・任期 2年 	

館林市・板倉町合併協議会の調整内容

合併協定項目	23-9 保健衛生事業	関係項目	2 健康診査事業
調整方針	健康診査事業については、合併時に統合する。		
現 況		具体的な調整内容	
館 林 市		板 倉 町	
<p>【目的】 生活習慣病の予防対策の一環として、疾患の疑いのある者や危険因子を持つ者をスクリーニングし、必要な者に保健指導や健康管理に関する知識の普及や医療機関への受診指導を行うことにより、健康についての認識と健康づくりに関する意識の高揚を図る。</p> <p>【内容】</p> <p>1 若年者健康診査（生活習慣病予防健康診査）</p> <p>(1) 対象者 19歳～39歳</p> <p>(2) 実施方法 集団健診：(公財)群馬県健康づくり財団に委託</p> <p>(3) 実施場所 保健センター、公民館</p> <p>(4) 健診項目 身体計測、血圧測定、尿検査、血液検査〔脂質検査、肝機能検査、血糖検査、貧血検査、腎機能検査（尿酸、クレアチニン）〕</p> <p>(5) 実施時期 7月～11月</p> <p>(6) 自己負担額 500円。ただし、生活保護世帯、市民税非課税世帯は無料とする。</p>		<p>【目的】 健康の保持増進、疾病の早期発見のために必要な健診の受診機会を提供するとともに、対象者が健康づくりや生活習慣病予防の必要性を認識し、健康意識を高めることにより、早期発見、早期治療による重症化予防や住民の健康増進を図る。</p> <p>【内容】</p> <p>1 若年者健康診査（20代・30代健診）</p> <p>(1) 対象者 20歳～39歳</p> <p>(2) 実施方法 集団健診：(公財)群馬県健康づくり財団に委託</p> <p>(3) 実施場所 保健センター、公民館</p> <p>(4) 健診項目 身体計測、血圧測定、尿検査、血液検査（脂質検査、肝機能検査、血糖検査、貧血検査）</p> <p>(5) 実施時期 5月～7月、10月</p> <p>(6) 自己負担額 無料</p>	
		若年者健康診査については、対象者、健診項目、実施時期及び自己負担額が異なるため、館林市の例により合併時に統合する。	

現 況		具体的な調整内容
館 林 市	板 倉 町	
<p>2 生活保護受給者健康診査（特定健康診査）</p> <p>(1) 対象者 40歳以上の生活保護受給者</p> <p>(2) 実施方法 集団健診：（公財）群馬県健康づくり財団に委託 個別健診：（一社）館林市邑楽郡医師会に委託</p> <p>(3) 実施場所 集団健診：保健センター、公民館 個別健診：契約医療機関</p> <p>(4) 健診項目 身体計測、血圧測定、血液検査（脂質検査、肝機能検査、血糖検査、貧血検査、腎機能検査）、尿検査</p> <p>(5) 実施時期 集団健診：7月～11月 個別健診：6月～10月</p> <p>(6) 自己負担額 無料</p>	<p>2 生活保護受給者健康診査（生活保護受給者特定健診）</p> <p>(1) 対象者 40歳以上の生活保護受給者</p> <p>(2) 実施方法 集団健診：（公財）群馬県健康づくり財団に委託 個別健診：（一社）館林市邑楽郡医師会に委託</p> <p>(3) 実施場所 集団健診：保健センター、公民館 個別健診：契約医療機関</p> <p>(4) 健診項目 身体計測、血圧測定、血液検査（脂質検査、肝機能検査、血糖検査、貧血検査、腎機能検査）、尿検査</p> <p>(5) 実施時期 集団健診：5月～7月、10月 個別健診：6月～11月</p> <p>(6) 自己負担額 無料</p>	<p>生活保護受給者健康診査については、実施時期が異なるため、館林市の例により合併時に統合する。</p>

現 況		具体的な調整内容
館 林 市	板 倉 町	
<p>3 歯周疾患検診</p> <p>(1) 対象者 30歳、35歳、40歳、45歳、50歳、 55歳、60歳、65歳、70歳の者</p> <p>(2) 実施方法 個別検診：(一社) 館林邑楽歯科医師会に委託</p> <p>(3) 実施場所 市内の契約医療機関</p> <p>(4) 検診項目 問診、歯科健診、歯周組織検査、ブラッシング指導</p> <p>(5) 実施時期 6月～10月</p> <p>(6) 自己負担額 500円。ただし、生活保護世帯、市民税非課税世帯は無料とする。</p>	<p>3 歯周疾患検診</p> <p>(1) 対象者 40歳、50歳、55歳、60歳、70歳の者</p> <p>(2) 実施方法 個別検診：(一社) 館林邑楽歯科医師会に委託</p> <p>(3) 実施場所 町内の契約医療機関</p> <p>(4) 検診項目 問診、歯科健診、歯周組織検査、ブラッシング指導</p> <p>(5) 実施時期 10月</p> <p>(6) 自己負担額 500円。ただし、生活保護世帯、70歳の者は無料とする。</p>	<p>歯周疾患検診については、対象者、実施時期及び自己負担額の無料対象者が異なるため、館林市の例により合併時に統合する。</p>

現 況		具体的な調整内容
館 林 市	板 倉 町	
<p>4 骨粗鬆症検診（骨粗しょう症健康診査）</p> <p>(1) 対象者 20歳、25歳、30歳、35歳、40歳、45歳、50歳、55歳、60歳、65歳、70歳の女性</p> <p>(2) 実施方法 集団検診：（公財）群馬県健康づくり財団に委託 個別検診：（一社）館林市邑楽郡医師会に委託</p> <p>(3) 実施場所 集団検診：保健センター、公民館 個別検診：契約医療機関</p> <p>(4) 検診項目 問診、骨密度検査</p> <p>(5) 実施時期 集団検診：6月～11月 個別検診：6月～10月</p> <p>(6) 自己負担額 500円。ただし、生活保護世帯、市民税非課税世帯は無料とする。</p>	<p>4 骨粗鬆症検診</p> <p>(1) 対象者 35歳、40歳、45歳、50歳、55歳、60歳、65歳、70歳の女性</p> <p>(2) 実施方法 集団検診：（公財）群馬県健康づくり財団に委託</p> <p>(3) 実施場所 保健センター</p> <p>(4) 検診項目 問診、骨密度検査</p> <p>(5) 実施時期 1月（2日間）</p> <p>(6) 自己負担額 500円。ただし、生活保護世帯、70歳の者は無料とする。</p>	<p>骨粗鬆症検診については、対象者、実施方法、実施場所、実施時期及び自己負担額の無料対象者が異なるため、館林市の例により合併時に統合する。</p>

現 況		具体的な調整内容
館 林 市	板 倉 町	
<p>5 肝炎ウイルス検診</p> <p>(1) 対象者 40歳から74歳までの者のうち未受診者</p> <p>(2) 実施方法 集団検診：(公財)群馬県健康づくり財団に委託 個別検診：(一社)館林市邑楽郡医師会に委託</p> <p>(3) 実施場所 集団検診：保健センター、公民館 個別検診：契約医療機関</p> <p>(4) 検診項目 問診、血液検査（B型肝炎抗原検査、C型肝炎ウイルス検査）</p> <p>(5) 実施時期 集団検診：7月～11月 個別検診：6月～10月</p> <p>(6) 自己負担額 500円。ただし、生活保護世帯、市民税非課税世帯は無料とする。</p>	<p>5 肝炎ウイルス検診</p> <p>(1) 対象者 40歳以上の者のうち未受診者</p> <p>(2) 実施方法 集団検診：(公財)群馬県健康づくり財団に委託</p> <p>(3) 実施場所 保健センター、公民館</p> <p>(4) 検診項目 問診、血液検査（B型肝炎抗原検査、C型肝炎ウイルス検査）</p> <p>(5) 実施時期 5月～7月、10月</p> <p>(6) 自己負担額 無料</p>	<p>肝炎ウイルス検診については、対象者、実施方法、実施場所、実施時期及び自己負担額が異なるため、館林市の例により合併時に統合する。</p> <p>ただし、対象者については、板倉町の例によるものとする。</p>

館林市・板倉町合併協議会の調整内容

合併協定項目	23-9 保健衛生事業	関係項目	3 がん検診事業	
調整方針	がん検診事業については、合併時に統合する。ただし、がん検診推進事業については、合併時に再編する。			
現		況		
館 林 市		板 倉 町		
<p>【目的】</p> <p>がんの予防対策の一環として、疾患の疑いのある者や危険因子を持つ者をスクリーニングし、必要な者に保健指導や健康管理に関する知識の普及や医療機関への受診指導を行うことにより、健康についての認識と健康づくりに関する意識の高揚を図る。</p> <p>【概要】</p> <p>1 胃がん検診</p> <p>(1) 対象者</p> <p>胃レントゲン検査：40歳以上の者 胃内視鏡検査：50歳以上の者 ※胃内視鏡検査を受診した者は、翌年度の胃がん検診は受診対象外。</p> <p>(2) 実施方法</p> <p>集団検診：(公財)群馬県健康づくり財団に委託 個別検診：(一社)館林市邑楽郡医師会に委託</p> <p>(3) 実施場所</p> <p>胃レントゲン検査：保健センター、公民館 胃内視鏡検査：契約医療機関</p>		<p>【目的】</p> <p>疾病の早期発見、早期治療を図るため、がん検診の受診機会を提供するとともに、がん検診の必要性を周知し、正しい健康意識の普及啓発、健康の保持及び増進を図る。</p> <p>【概要】</p> <p>1 胃がん検診</p> <p>(1) 対象者</p> <p>胃レントゲン検査：40歳以上の者</p> <p>(2) 実施方法</p> <p>集団検診：(公財)群馬県健康づくり財団に委託</p> <p>(3) 実施場所</p> <p>保健センター、公民館</p>		<p>具体的な調整内容</p> <p>胃がん検診については、対象者、実施方法、実施場所、検診項目、実施時期及び自己負担額が異なるため、館林市の例により合併時に統合する。</p>

現 況		具体的な調整内容
館 林 市	板 倉 町	
<p>(4) 検診項目 問診、バリウムによる胃レントゲン検査、胃内視鏡検査 ※50歳以上の者は、胃レントゲン検査又は胃内視鏡検査を選択し受診する。</p> <p>(5) 実施時期 胃レントゲン検査：6月～11月 胃内視鏡検査：8月～12月</p> <p>(6) 自己負担額 ・胃レントゲン検査 500円。ただし、生活保護世帯、市民税非課税世帯は無料とする。 ・胃内視鏡検査 2,000円。ただし、生活保護世帯は無料、市民税非課税世帯は1,500円とする。</p>	<p>(4) 検診項目 問診、バリウムによる胃レントゲン検査</p> <p>(5) 実施時期 5月～7月、10月</p> <p>(6) 自己負担額 ・胃レントゲン検査 500円。ただし、生活保護世帯、70歳以上の者は無料とする。</p>	

現 況		具体的な調整内容
館 林 市	板 倉 町	
<p>2 胸部検診・肺がん検診</p> <p>(1) 対象者 40歳以上の者</p> <p>(2) 実施方法 集団検診：(公財)群馬県健康づくり財団に委託</p> <p>(3) 実施場所 保健センター、公民館</p> <p>(4) 検診項目 問診、胸部レントゲン間接撮影、<small>かくたん</small>喀痰検査</p> <p>(5) 実施時期 6月～11月</p> <p>(6) 自己負担額 ・胸部レントゲン撮影 無料 ・喀痰検査 500円。ただし、生活保護世帯、市民税非課税世帯は無料とする。</p>	<p>2 胸部検診・肺がん検診</p> <p>(1) 対象者 40歳以上の者</p> <p>(2) 実施方法 集団検診：(公財)群馬県健康づくり財団に委託</p> <p>(3) 実施場所 保健センター、公民館</p> <p>(4) 検診項目 問診、胸部レントゲン間接撮影、<small>かくたん</small>喀痰検査</p> <p>(5) 実施時期 5月～7月、10月</p> <p>(6) 自己負担額 ・胸部レントゲン撮影 無料 ・喀痰検査 500円。ただし、生活保護世帯、70歳以上の者は無料とする。</p>	<p>胸部検診・肺がん検診については、実施時期及び自己負担額の無料対象者が異なるため、館林市の例により合併時に統合する。</p>

現 況		具体的な調整内容
館 林 市	板 倉 町	
<p>3 大腸がん検診</p> <p>(1) 対象者 40歳以上の者</p> <p>(2) 実施方法 集団検診：(公財)群馬県健康づくり財団に委託 個別検診：(一社)館林市邑楽郡医師会に委託</p> <p>(3) 実施場所 集団検診：保健センター、公民館 個別検診：契約医療機関</p> <p>(4) 検診項目 問診、便潜血2日法検査</p> <p>(5) 実施時期 集団検診：6月～11月 個別検診：6月～12月</p> <p>(6) 自己負担額 500円。ただし、生活保護世帯、市民税非課税世帯は無料とする。</p>	<p>3 大腸がん検診</p> <p>(1) 対象者 40歳以上の者</p> <p>(2) 実施方法 集団検診：(公財)群馬県健康づくり財団に委託</p> <p>(3) 実施場所 保健センター、公民館</p> <p>(4) 検診項目 問診、便潜血2日法検査</p> <p>(5) 実施時期 5月～7月、10月</p> <p>(6) 自己負担額 500円。ただし、生活保護世帯、40歳、45歳、50歳、55歳、60歳の時点の者は無料とする。また、70歳以上の者は無料とする。</p>	<p>大腸がん検診については、実施方法、実施場所、実施時期及び自己負担額の無料対象者が異なるため、館林市の例により合併時に統合する。</p>

現 況		具体的な調整内容
館 林 市	板 倉 町	
<p>4 子宮頸がん検診</p> <p>(1) 対象者 20歳以上の女性</p> <p>(2) 実施方法 集団検診：(公財)群馬県健康づくり財団に委託 個別検診：(一社)館林市邑楽郡医師会に委託</p> <p>(3) 実施場所 集団検診：保健センター、公民館 個別検診：契約医療機関</p> <p>(4) 検診項目 問診、視診、内診、細胞診、 HPV検査(30歳、35歳、40歳)</p> <p>(5) 実施時期 集団検診：6月～11月 個別検診：6月～12月</p> <p>(6) 自己負担額 500円。ただし、生活保護世帯、市民税非課税世帯は無料とする。</p>	<p>4 子宮頸がん検診</p> <p>(1) 対象者 20歳以上の女性</p> <p>(2) 実施方法 集団検診：(公財)群馬県健康づくり財団に委託 個別検診：(一社)館林市邑楽郡医師会に委託</p> <p>(3) 実施場所 集団検診：保健センター、公民館 個別検診：契約医療機関</p> <p>(4) 検診項目 問診、視診、内診、細胞診</p> <p>(5) 実施時期 集団検診：5月～7月、1月 個別検診：6月～12月</p> <p>(6) 自己負担額 500円。ただし、生活保護世帯、25歳、30歳、35歳、40歳の時点の者は無料とする。また、70歳以上の者は無料とする。</p>	<p>子宮頸がん検診については、検診項目、実施時期及び自己負担額の無料対象者が異なるため、館林市の例により合併時に統合する。</p>

現 況		具体的な調整内容
館 林 市	板 倉 町	
<p>5 乳がん検診</p> <p>(1) 対象者 昨年度未受診の40歳以上の女性</p> <p>(2) 実施方法 集団検診：(公財)群馬県健康づくり財団に委託</p> <p>(3) 実施場所 保健センター、公民館</p> <p>(4) 検診項目 問診、マンモグラフィ検査</p> <p>(5) 実施時期 6月～11月</p> <p>(6) 自己負担額 500円。ただし、生活保護世帯、市民税非課税世帯は無料とする。</p>	<p>5 乳がん検診</p> <p>(1) 対象者 40歳以上の女性</p> <p>(2) 実施方法 集団検診：(公財)群馬県健康づくり財団に委託</p> <p>(3) 実施場所 保健センター</p> <p>(4) 検診項目 問診、視触診、マンモグラフィ検査</p> <p>(5) 実施時期 5月～7月、1月</p> <p>(6) 自己負担額 500円。ただし、生活保護世帯、45歳、50歳、55歳、60歳の時点の者は無料とする。また、70歳以上の者は無料とする。</p>	<p>乳がん検診については、対象者、実施場所、検診項目、実施時期及び自己負担額の無料対象者が異なるため、館林市の例により合併時に統合する。</p>

現 況		具体的な調整内容
館 林 市	板 倉 町	
<p>6 前立腺がん検診</p> <p>(1) 対象者 50歳以上の男性</p> <p>(2) 実施方法 集団検診：(公財)群馬県健康づくり財団に委託 個別検診：(一社)館林市邑楽郡医師会に委託</p> <p>(3) 実施場所 集団検診：保健センター、公民館 個別検診：契約医療機関</p> <p>(4) 検診項目 問診、血液検査（PSA検査）</p> <p>(5) 実施時期 集団検診：7月～11月 個別検診：6月～10月</p> <p>(6) 自己負担額 500円。ただし、生活保護世帯、市民税非課税世帯は無料とする。</p>	<p>6 前立腺がん検診</p> <p>(1) 対象者 50歳以上の男性</p> <p>(2) 実施方法 集団検診：(公財)群馬県健康づくり財団に委託</p> <p>(3) 実施場所 保健センター、公民館</p> <p>(4) 検診項目 問診、血液検査（PSA検査）</p> <p>(5) 実施時期 5月～7月、10月</p> <p>(6) 自己負担額 500円。ただし、生活保護世帯、70歳以上の者は無料とする。</p>	<p>前立腺がん検診については、実施方法、実施場所、実施時期及び自己負担額の無料対象者が異なるため、館林市の例により合併時に統合する。</p>

現 況		具体的な調整内容
館 林 市	板 倉 町	
<p>7 胃がんリスク検診</p> <p>(1) 対象者 40歳、45歳、50歳、55歳、60歳、 65歳、70歳の者</p> <p>(2) 実施方法 集団検診：(公財)群馬県健康づくり財団に委託 個別検診：(一社)館林市邑楽郡医師会に委託</p> <p>(3) 実施場所 集団検診：保健センター、公民館 個別検診：契約医療機関</p> <p>(4) 検診項目 問診、血液検査（ピロリ菌検査、ヘプシゲン検査）</p> <p>(5) 実施時期 集団検診：7月～11月 個別検診：6月～10月</p> <p>(6) 自己負担額 500円。ただし、生活保護世帯、市民税非課税世帯は無料とする。</p>	<p>7 胃がんリスク検診 事業なし</p>	<p>胃がんリスク検診については、館林市のみ実施しているため、館林市の例により合併時に統合する。</p>

現 況		具体的な調整内容
館 林 市	板 倉 町	
<p>8 がん検診推進事業</p> <p>(1) がん検診受診（再受診）勧奨事業</p> <p>① 対象者</p> <p>ア) 子宮頸がん検診 20歳の女性</p> <p>イ) 乳がん検診 40歳の女性</p> <p>② 内容 対象者に対し、検診手帳や無料クーポン券を送付し、がん検診の受診（再受診）を勧奨する。</p> <p>(2) 精密検査受診再勧奨事業</p> <p>① 対象者 子宮頸がん検診、乳がん検診、胃がん検診、肺がん検診、大腸がん検診の精密検査の未受診者</p> <p>② 内容 対象者に対し、郵送や電話などにより精密検査の受診再勧奨を行う。</p>	<p>8 がん検診推進事業</p> <p>(1) がん検診受診（再受診）勧奨事業</p> <p>① 対象者</p> <p>ア) 子宮頸がん検診 20歳の女性</p> <p>イ) 乳がん検診 40歳の女性</p> <p>② 内容 対象者に対し、検診手帳や無料クーポン券を送付し、がん検診の受診（再受診）を勧奨する。</p> <p>(2) 精密検査受診再勧奨事業 事業なし</p>	<p>がん検診推進事業については、事業内容が異なるため、国の事業実施要綱に基づき合併時に再編する。</p>

館林市・板倉町合併協議会の調整内容

合併協定項目	23-9 保健衛生事業	関係項目	4 定期予防接種
調整方針	定期予防接種については、現行のとおり新市において継続する。		
現		況	
館 林 市		板 倉 町	
<p>【目的】 感染症を予防するとともに蔓延を予防し、市民の健康を保持する。</p> <p>【概要】 1 種類及び対象者 (1) B型肝炎 生後2か月～1歳未満 (2) ヒブワクチン 生後2か月～5歳未満 (3) 小児用肺炎球菌 生後2か月～5歳未満 (4) 四種混合（ジフテリア、百日せき、破傷風、ポリオ） 生後3か月から90か月に至るまで (5) 不活化ポリオ 生後3か月から90か月に至るまで (6) BCG 生後1歳に至るまで (7) 麻しん風しん混合及び麻しん・風しん ① 第1期 生後12か月から24か月に至るまで ② 第2期 年長児</p>		<p>【目的】 感染症を予防するとともに蔓延を予防し、子どもや高齢者の健康を保持する。</p> <p>【概要】 1 種類及び対象者 (1) B型肝炎 生後2か月～1歳未満 (2) ヒブワクチン 生後2か月～5歳未満 (3) 小児用肺炎球菌 生後2か月～5歳未満 (4) 四種混合（ジフテリア、百日せき、破傷風、ポリオ） 生後3か月から90か月に至るまで (5) 不活化ポリオ 生後3か月から90か月に至るまで (6) BCG 生後1歳に至るまで (7) 麻しん風しん混合及び麻しん・風しん ① 第1期 生後12か月から24か月に至るまで ② 第2期 年長児</p>	
		具体的な調整内容	
		<p>定期予防接種については、現行のとおり新市において継続する。 ただし、指定医療機関が異なるため、合併時までには調整する。</p>	

現 況		具体的な調整内容
館 林 市	板 倉 町	
(8) 水痘（水ぼうそう） 生後12か月から36か月に至るまで (9) 日本脳炎 ① 第1期 3歳から7歳6か月未満 ② 第2期 9歳以上13歳未満 ③ 特例対象者 平成19年4月1日以前生まれの20歳未満の者 (10) 二種混合（ジフテリア、破傷風） 小学6年生 (11) 子宮頸がん 中学1年生～高校1年生 (12) 高齢者インフルエンザ ① 接種日において満65歳以上の者 ② 60歳以上65歳未満で心臓、腎臓もしくは呼吸器の機能又はヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障がいがある者 (13) 高齢者用肺炎球菌 ① 65歳、70歳、75歳、80歳、85歳、90歳、95歳、100歳の者 ② 60歳以上65歳未満で心臓、腎臓もしくは呼吸器の機能又はヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障がいがある者 2 委託先及び実施場所 （一社）館林市邑楽郡医師会 指定医療機関 3 実施期間 通年	(8) 水痘（水ぼうそう） 生後12か月から36か月に至るまで (9) 日本脳炎 ① 第1期 3歳から7歳6か月未満 ② 第2期 9歳以上13歳未満 ③ 特例対象者 平成19年4月1日以前生まれの20歳未満の者 (10) 二種混合（ジフテリア、破傷風） 小学6年生 (11) 子宮頸がん 中学1年生～高校1年生 (12) 高齢者インフルエンザ ① 接種日において満65歳以上の者 ② 60歳以上65歳未満で心臓、腎臓もしくは呼吸器の機能又はヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障がいがある者 (13) 高齢者用肺炎球菌 ① 65歳、70歳、75歳、80歳、85歳、90歳、95歳、100歳の者 ② 60歳以上65歳未満で心臓、腎臓もしくは呼吸器の機能又はヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障がいがある者 2 委託先及び実施場所 （一社）館林市邑楽郡医師会 指定医療機関 3 実施期間 通年	

現 況				現 況				具体的な調整内容
館 林 市				板 倉 町				
4 委託料 (委託単価)				4 委託料 (委託単価)				
区分	単価	区分	単価	区分	単価	区分	単価	
B型肝炎	7,628円	風しん(第1期)	8,273円	B型肝炎	7,628円	風しん(第1期)	8,273円	
ヒブワクチン	9,709円	風しん(第2期)	7,430円	ヒブワクチン	9,709円	風しん(第2期)	7,430円	
小児用肺炎球菌	13,014円	水痘	10,098円	小児用肺炎球菌	13,014円	水痘	10,098円	
四種混合	12,366円	日本脳炎(第1期)	7,906円	四種混合	12,366円	日本脳炎(第1期)	7,906円	
不活化ポリオ	11,124円			不活化ポリオ	11,124円			
BCG	8,478円	日本脳炎(第2期・特例措置)	7,096円	BCG	8,478円	日本脳炎(第2期・特例措置)	7,096円	
麻しん風しん混合(第1期)	11,772円	二種混合	4,990円	麻しん風しん混合(第1期)	11,772円	二種混合	4,990円	
麻しん風しん混合(第2期)	10,930円	子宮頸がん	16,546円	麻しん風しん混合(第2期)	10,930円	子宮頸がん	16,546円	
麻しん(第1期)	8,262円	高齢者インフルエンザ [※]	4,206円	麻しん(第1期)	8,262円	高齢者インフルエンザ [※]	4,206円	
麻しん(第2期)	7,420円	高齢者用肺炎球菌	6,323円	麻しん(第2期)	7,420円	高齢者用肺炎球菌	6,323円	
5 自己負担額				5 自己負担額				
高齢者インフルエンザ 1,000円				高齢者インフルエンザ 1,000円				
高齢者用肺炎球菌 2,000円				高齢者用肺炎球菌 2,000円				
上記以外、自己負担なし				上記以外、自己負担なし				

館林市・板倉町合併協議会の調整内容

合併協定項目	23-9 保健衛生事業	関係項目	5 任意予防接種
調整方針	任意予防接種については、合併時に統合する。		
現		況	
館 林 市		板 倉 町	
<p>【目的】 任意予防接種の費用の一部を助成することにより、被接種者の経済的負担を軽減し、予防接種を受けやすい環境を整え、市民の健康の保持及び増進を図る。</p> <p>【概要】</p> <p>1 風しん予防接種</p> <p>(1) 対象者</p> <p>① 妊娠を予定もしくは希望している女性又はその夫</p> <p>② 妊娠している女性の夫</p> <p>(2) 助成対象期間 平成25年4月1日から平成30年3月31日までに受けた予防接種</p> <p>(3) 助成内容</p> <p>① 麻しん風しん混合ワクチン 5,000円</p> <p>② 風しん単独ワクチン 3,000円</p> <p>※生活保護世帯等については、予防接種にかかる実支出額を助成。</p> <p>※助成は、ワクチンの種別毎に1人1回限りとする。</p> <p>(4) 助成方法 償還払い：医療機関でワクチンを接種後、市に申請して助成金の交付を受ける。</p>		<p>【目的】 任意予防接種の費用の一部を助成することにより、予防接種を受けた町民の経済的負担の軽減並びに健康の保持増進に寄与することを目的とする。</p> <p>【概要】</p> <p>1 風しん予防接種</p> <p>(1) 対象者 妊娠を希望する女性とその夫又は妊婦の夫</p> <p>(2) 助成対象期間 期限なし</p> <p>(3) 助成内容</p> <p>① 麻しん風しん混合ワクチン 5,000円</p> <p>② 風しん単独ワクチン 3,000円</p> <p>※生活保護世帯等については、予防接種にかかる実支出額を助成。</p> <p>※助成は、ワクチンの種別毎に1人1回限りとする。</p> <p>(4) 助成方法 償還払い：医療機関でワクチンを接種後、町に申請して助成金の交付を受ける。</p>	
		具体的な調整内容	
		風しん予防接種については、助成対象期間が異なるため、板倉町の例により合併時に統合する。	

現 況		具体的な調整内容
館 林 市	板 倉 町	
<p>2 高齢者用肺炎球菌ワクチン予防接種</p> <p>(1) 対象者 定期予防接種の対象者とならない者で、過去に肺炎球菌ワクチンを接種していない満75歳以上の者</p> <p>(2) 助成内容 1,000円（1人1回限り） ※生活保護世帯等については、予防接種にかかる実支出額を助成。</p> <p>(3) 助成方法 償還払い：医療機関でワクチンを接種後、市に申請して助成金の交付を受ける。</p> <p>3 おたふくかぜワクチン予防接種 事業なし</p>	<p>2 高齢者用肺炎球菌ワクチン予防接種</p> <p>(1) 対象者 定期予防接種の対象者とならない者で、過去に肺炎球菌ワクチンを接種していない満75歳以上の者</p> <p>(2) 助成内容 2,000円（1人1回限り） ※生活保護世帯等については、予防接種にかかる実支出額を助成。</p> <p>(3) 助成方法 償還払い：医療機関でワクチンを接種後、町に申請して助成金の交付を受ける。</p> <p>3 おたふくかぜワクチン予防接種</p> <p>(1) 対象者 満1歳から義務教育就学前までの者で、おたふくかぜに罹患したことがなく、かつ、当該予防接種を受けていない者</p> <p>(2) 助成内容 3,000円（1人1回限り）</p> <p>(3) 助成方法 償還払い：医療機関でワクチンを接種後、町に申請して助成金の交付を受ける。</p>	<p>高齢者用肺炎球菌ワクチン予防接種については、助成内容が異なるため、板倉町の例により合併時に統合する。</p> <p>おたふくかぜワクチン予防接種については、板倉町のみ実施しているため、板倉町の例により合併時に統合する。</p>

現 況		具体的な調整内容
館 林 市	板 倉 町	
<p>4 ロタウイルスワクチン予防接種</p> <p>(1) 対象者 市内に居住する生後6週から24週又は32週までの乳児</p> <p>(2) 助成内容 ① 1価ワクチン2回接種 1回当たり 7,500円 ② 5価ワクチン3回接種 1回当たり 5,000円 ※生活保護世帯等については、予防接種にかかる実支出額を助成。</p> <p>(3) 助成方法 償還払い：医療機関でワクチンを接種後、市に申請して助成金の交付を受ける。</p>	<p>4 ロタウイルスワクチン予防接種 事業なし</p>	<p>ロタウイルスワクチン予防接種については、館林市のみ実施しているため、館林市の例により合併時に統合する。</p>

館林市・板倉町合併協議会の調整内容

合併協定項目	23-9 保健衛生事業	関係項目	6 健康まつりに関すること
調整方針	健康まつりについては、合併時に再編する。		
現		況	
館 林 市		板 倉 町	
<p>【名称】 健康まつり</p> <p>【目的】 広く市民が集う市民のつどいと同時に開催し、市民一人一人の健康意識を高め、健康づくり運動の積極的展開を図る。</p> <p>【概要】</p> <ol style="list-style-type: none"> 主催 館林市、館林市健康づくり推進協議会 開催時期 10月第2月曜日（体育の日） 会場 館林市役所駐車場、三の丸芸術ホール 事業内容 <ul style="list-style-type: none"> 健康づくり推進大会 健康づくりに関する各種コーナー (健康情報、健康チェック、健康相談、骨髄バンク、自殺予防啓発、献眼PR、咀嚼機能検査、手作りおもちゃコーナー、親子遊びコーナー、試食コーナー、等) 参加者数 5,559人（平成28年度延べ人数） 		<p>【名称】 健康まつり</p> <p>【目的】 広く町民が集う町民文化祭及び公民館まつりと同時に開催し、健康づくりの普及啓発を図る。</p> <p>【概要】</p> <ol style="list-style-type: none"> 主催 板倉町 開催時期 10～11月 会場 中央公民館、東部公民館、南部公民館、北部公民館 事業内容 各種測定（血管年齢、肺活量、血圧）、個別健康相談、感染症予防啓発、試食コーナー 参加者数 220人（平成28年度延べ人数） 	
		具体的な調整内容	
		健康まつりについては、事業規模や実施回数が異なるため、合併時までには事業内容や実施方法を調整し、再編する。	

協議第16号

合併協定項目23-12 児童福祉事業について

児童福祉事業について、次のとおり協議を求める。

平成29年7月28日

館林市・板倉町合併協議会
会長 須藤和臣

項 目	合併協定項目23-12 児童福祉事業
調整方針	<ol style="list-style-type: none">1 子ども・子育て支援事業計画については、合併時は現行のとおりとし、合併後に再編する。2 家庭児童相談、婦人相談及び母子・父子自立支援相談については、合併時に再編する。3 ファミリー・サポート・センター事業については、合併時に統合する。4 地域子育て支援拠点事業については、現行のとおり新市において継続する。5 放課後児童健全育成事業については、現行のとおり新市において継続する。ただし、保育料軽減補助については、合併時に統合する。6 児童館運営については、合併時に再編する。

館林市・板倉町合併協議会の調整内容

合併協定項目	23-12 児童福祉事業	関係項目	1 子ども・子育て支援事業計画
調整方針	子ども・子育て支援事業計画については、合併時は現行のとおりとし、合併後に再編する。		
現		況	
館 林 市		板 倉 町	
<p>○館林市子ども・子育て支援事業計画</p> <p>【目的】</p> <p>子ども・子育て支援法第61条の規定に基づき、国の基本指針に即して、5年を1期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保等に関する計画を定める。</p> <p>【計画期間】</p> <p>平成27年度～平成31年度</p> <p>【策定体制等】</p> <p>1 策定体制 館林市子ども・子育て会議（年2回）</p> <p>2 委員定数 15名</p> <p>3 策定内容</p> <p>(1) 各年度の幼稚園、保育園、認定こども園等の必要利用定員数など、教育・保育の量の見込み並びに提供体制の確保の内容及び実施時期</p> <p>(2) 各年度の地域子ども・子育て支援事業の量の見込み並びに提供体制の確保の内容及び実施時期</p> <p>(3) 子ども・子育て支援給付に係る教育・保育の一体的提供及び推進体制の確保の内容</p>		<p>○板倉町子ども・子育て支援事業計画</p> <p>【目的】</p> <p>子ども・子育て支援法第61条の規定に基づき、国の基本指針に即して、5年を1期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保等に関する計画を定める。</p> <p>【計画期間】</p> <p>平成27年度～平成31年度</p> <p>【策定体制等】</p> <p>1 策定体制 板倉町子ども・子育て会議（年2回）</p> <p>2 委員定数 15名</p> <p>3 策定内容</p> <p>(1) 各年度の幼稚園、保育園、認定こども園等の必要利用定員数など、教育・保育の量の見込み並びに提供体制の確保の内容及び実施時期</p> <p>(2) 各年度の地域子ども・子育て支援事業の量の見込み並びに提供体制の確保の内容及び実施時期</p> <p>(3) 子ども・子育て支援給付に係る教育・保育の一体的提供及び推進体制の確保の内容</p>	
具体的な調整内容			
<p>子ども・子育て支援事業計画については、合併時は市町の事業計画をそのまま移行し、合併後に新市において策定する。</p>			

館林市・板倉町合併協議会の調整内容

合併協定項目	23-12 児童福祉事業	関係項目	2 家庭児童相談、婦人相談及び母子・父子自立支援相談
調整方針	家庭児童相談、婦人相談及び母子・父子自立支援相談については、合併時に再編する。		
現		況	
館 林 市		板 倉 町	
<p>1 家庭児童相談室</p> <p>【目的】 児童の発達、養育、困りごと、児童虐待など、家庭児童福祉に関する相談に応じ、家庭における適正な児童養育及び家庭児童福祉の向上を図ることを目的とする。</p> <p>【概要】</p> <p>(1) 実施体制 家庭児童相談員 2名（嘱託職員） 祝日を除く月曜日～金曜日 午前9時～午後4時</p> <p>(2) 相談業務</p> <p>① 性格、生活習慣等に関する相談 ② 知能、言語に関する相談 ③ 非行に関する相談 ④ 家庭関係に関する相談 ⑤ 環境福祉に関する相談 ⑥ 心身障がいに関する相談</p> <p>(3) 関係機関との連携 相談から適正な支援につなげるため、児童相談所、保健センター、幼稚園、保育園、学校等と密接に連携しながら業務を行う。</p>		<p>1 家庭児童相談</p> <p>家庭児童相談室を設置していないため、相談等がある時は、町職員が東部児童相談所（群馬県）と連携して対応している。</p>	
具体的な調整内容			
<p>家庭児童相談、婦人相談及び母子・父子自立支援相談については、合併時に総合相談窓口として一元化し再編する。</p>			

現 況		具体的な調整内容
館 林 市	板 倉 町	
<p>2 婦人相談</p> <p>【目的】 配偶者や交際相手からの暴力、離婚問題、男女問題、デートDV、家庭不和等の日常生活における何らかの悩み相談に幅広く応じ、関係機関と連携して必要な援助や指導を行う。</p> <p>【概要】</p> <p>(1) 実施体制 婦人相談員 1名（嘱託職員） 祝日を除く月曜日～金曜日 午前9時～午後4時</p> <p>(2) 相談業務</p> <p>① 売春防止法に基づく要保護女子等の発見、相談及び指導等</p> <p>② DV防止法に基づく配偶者からの暴力被害者の相談及び指導</p> <p>(3) 関係機関との連携 相談から適正な支援につなげるため、女性相談所、群馬県女性相談センター、警察等と連携しながら業務を行う。</p>	<p>2 婦人相談</p> <p>婦人相談員を設置していないため、相談等がある時は、町職員が女性相談所及び群馬県女性相談センター（群馬県）と連携して対応している。</p>	

現 況		具体的な調整内容
館 林 市	板 倉 町	
<p>3 母子・父子自立支援相談</p> <p>【目的】 母子家庭、父子家庭、父母のいない児童を養育している家庭及び寡婦の自立を支援し、生活の安定と向上を図ることを目的とする。</p> <p>【概要】</p> <p>(1) 実施体制 母子・父子自立支援員 1名（嘱託職員） 祝日を除く月曜日～金曜日 午前9時～午後4時 ※水曜日のみ午後3時まで</p> <p>(2) 相談業務</p> <p>① ひとり親に対する生活一般についての相談、自立に必要な情報提供及び指導</p> <p>② ひとり親に対する職業能力の向上及び求職活動に関する支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・母子・父子家庭自立支援教育訓練給付金 ・母子・父子家庭高等職業訓練促進給付金等事業 ・就労相談会の開催 <p>(3) 関係機関との連携 適切な自立支援に向けて、母子家庭等就業・自立支援センターやハローワークと連携するとともに、民生委員・児童委員等と常に連絡協力している。</p>	<p>3 母子・父子自立支援相談</p> <p>母子・父子自立支援員を設置していないため、相談等がある時は、町職員が館林保健福祉事務所（群馬県）と連携して対応している。</p>	

館林市・板倉町合併協議会の調整内容

合併協定項目	23-12 児童福祉事業	関係項目	3 ファミリー・サポート・センター事業
調整方針	ファミリー・サポート・センター事業については、合併時に統合する。		
現		況	
館 林 市		板 倉 町	
<p>【目的】 仕事と家庭の両立を支援し、安心して子育てができるための環境づくりを推進し、児童福祉の向上を図ることを目的とする。</p> <p>【概要】</p> <p>1 実施体制 社会福祉法人館林市社会福祉協議会へ委託 アドバイザー 2名 月曜日～金曜日 午前8時30分～午後4時</p> <p>2 事業内容 育児の援助を受けたい人（おねがい会員）と育児の援助を行える人（まかせて会員）により組織し、会員の相互援助を仲介し、次に掲げる援助活動を行う。</p> <p>(1) 冠婚葬祭、病気、外出による会員の外出時や保育施設等の開始前又は終了後の児童の預かり (2) 保育施設等への児童の送迎 (3) 病児・病後児の預かり又は医療機関への受診</p> <p>3 対象者 概ね生後3か月の乳児から小学6年生までの児童</p>		<p>事業なし</p>	
		具体的な調整内容	
		<p>ファミリー・サポート・センター事業については、館林市のみ実施しているため、館林市の例により合併時に統合する。</p>	

現 況				具体的な調整内容
館 林 市		板 倉 町		
4 会員資格				
(1) おねがい会員 市内に住所を有する者				
(2) まかせて会員 市内又は市内近郊に居住する者で、心身ともに健康な、自宅で子どもを預かることができる者				
5 利用料金（児童1人・1時間あたり）				
(1) 健常児				
利用日時		利用料金		
		一般	ひとり親家庭	
月～金曜日	7:00～19:00	700円	400円	
	上記時間外	800円	500円	
土日祝日	7:00～19:00	800円	500円	
	上記時間外	900円	600円	
(2) 病児（医師の診断前）				
利用日時		利用料金		
		一般	ひとり親家庭	
月～金曜日	かかりつけ医 診療時間内	1,300円	900円	
土日祝日		1,600円	1,200円	
(3) 病後児（医師の診断後）				
利用日時		利用料金		
		一般	ひとり親家庭	
月～金曜日	7:00～19:00	1,000円	650円	
	上記時間外	1,300円	950円	
土日祝日	終日	1,300円	950円	
※利用時間が1時間に満たない場合は、1時間あたりの金額とする。利用時間が1時間を超える場合は、その超えた時間が30分以下の場合は1時間あたりの金額の半額、30分を超えた場合は1時間あたりの金額とする。				
※複数の対象児童を預かる場合、同一世帯の2人目以降は半額とする。				

館林市・板倉町合併協議会の調整内容

合併協定項目	23-12 児童福祉事業	関係項目	4 地域子育て支援拠点事業
調整方針	地域子育て支援拠点事業については、現行のとおり新市において継続する。		
現		況	
館 林 市		板 倉 町	
<p>【目的】 子育て家庭等に対し、育児不安等についての相談指導や子育てサークル活動等への支援を行うとともに、地域の保育ニーズに応じ、各保育所等の間で連携を図り、地域全体で子育て支援の基盤を形成することにより育児支援を図る。</p> <p>【概要】 1 事業内容 (1) 子育て親子の交流の場の提供と交流の促進 (2) 子育て等に関する相談、援助の実施 (3) 地域の子育て関連情報の提供 (4) 子育て及び子育て支援に関する講習等の実施等 2 実施施設 (1) 長良保育園地域子育て支援センター ・一般型（5日開所） ・開館日：月曜日～金曜日（祝日、年末年始を除く） ・開館時間：午前9時30分～午後0時30分 午後1時30分～午後4時30分 ・職員配置：保育士 2人 ・実施方法：直営</p>		<p>【目的】 地域の子育て支援機能の充実を図り、子育ての不安感等を緩和し、子どもの健やかな育ちを支援する。</p> <p>【概要】 1 事業内容 (1) 子育て親子の交流の場の提供と交流の促進 (2) 子育て等に関する相談、援助の実施 (3) 地域の子育て関連情報の提供 (4) 子育て及び子育て支援に関する講習等の実施等 2 実施施設 (1) そらいろ保育園地域子育て支援センター ・一般型（5日開所） ・開館日：火曜日～土曜日（祝日、年末年始を除く） ・開館時間：午前9時～正午 午後0時30分～午後2時30分 ・職員配置：保育士 2人 ・実施方法：社会福祉法人赤い鳥保育会へ事業補助</p>	
		具体的な調整内容	
		地域子育て支援拠点事業については、現行のとおり新市において継続する。	

現 況		具体的な調整内容
館 林 市	板 倉 町	
<p>(2) 美園保育園地域子育て支援センター</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一般型（5日開所） ・開館日：月曜日～金曜日（祝日、年末年始を除く） ・開館時間：午前9時30分～午後0時30分 午後1時30分～午後4時30分 ・職員配置：保育士 2人 ・実施方法：直営 <p>(3) 聖ルカ保育園地域子育て支援センター</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一般型（5日開所） ・開館日：月曜日～金曜日（祝日、年末年始を除く） ・開館時間：午前9時30分～午後1時 午後2時30分～午後5時 ・職員配置：保育士 2人 ・実施方法：社会福祉法人聖ルカ会へ委託 <p>(4) ももの木保育園地域子育て支援センター</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一般型（5日開所） ・開館日：月曜日～金曜日（祝日、年末年始を除く） ・開館時間：午前9時30分～午後1時 午後2時30分～午後5時 ・職員配置：保育士 1人 看護師 1人（保育士資格あり） ・実施方法：社会福祉法人山びこ会へ委託 		

現 況		具体的な調整内容
館 林 市	板 倉 町	
(5) 社会福祉協議会地域子育て支援センターわくわくらんど <ul style="list-style-type: none"> ・ 一般型（5日開所） ・ 開 館 日：月曜日～金曜日（祝日、年末年始を除く） ・ 開館時間：午前9時30分～午前11時30分 午後1時30分～午後4時30分 ・ 職員配置：常時2人配置 （保育士2人、幼稚園教諭1人、 資格なし1人） ・ 実施方法：社会福祉法人館林市社会福祉協議会へ委託 		

館林市・板倉町合併協議会の調整内容

合併協定項目	23-12 児童福祉事業	関係項目	5 放課後児童健全育成事業
調整方針	放課後児童健全育成事業については、現行のとおり新市において継続する。ただし、保育料軽減補助については、合併時に統合する。		
現		況	
館 林 市		板 倉 町	
<p>1 放課後児童健全育成事業</p> <p>【目的】 保護者が労働により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後等に小学校の余裕教室や児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る。</p> <p>【概要】</p> <p>(1) 対象児童 小学校1～6年生</p> <p>(2) 施設数 16か所 公設民営 10か所 民設民営 6か所</p> <p>(3) 実施方法 各児童クラブへ委託</p>		<p>1 放課後児童健全育成事業</p> <p>【目的】 昼間保護者のいない家庭の小学校に就学している児童等の育成・指導に資するために、遊びを主とする健全育成活動を行う地域組織としての学童クラブを設置し、児童の健全育成の向上を図る。</p> <p>【概要】</p> <p>(1) 対象児童 小学校1～6年生</p> <p>(2) 施設数 5か所 公設民営 3か所 民設民営 2か所</p> <p>(3) 実施方法 各児童クラブへ委託</p>	
具体的な調整内容			
放課後児童健全育成事業については、現行のとおり新市において継続する。			

現 況		具体的な調整内容
館 林 市	板 倉 町	
<p>(4) 保育時間 平 日 放課後～最遅 午後7時30分 土曜日 最早 午前7時～最遅 午後7時30分 ※各児童クラブにより異なる</p> <p>(5) 保育料 最低 月額6,000円、最高 月額12,000円 ※各児童クラブにより、入会金、延長保育料、土曜日及び長期休暇中の保育料の割増等の別途負担や、きょうだい同時利用や母子世帯等に対する保育料の減免がある。</p> <p>(6) 利用手続 直接各児童クラブに利用申込みを行う。</p>	<p>(4) 保育時間 平 日 放課後～最遅 午後7時 土曜日 最早 午前7時～最遅 午後7時 ※各児童クラブにより異なる</p> <p>(5) 保育料 最低 月額3,000円、最高 月額15,000円 ※各児童クラブにより、入会金、延長保育料、土曜日や長期休暇中の保育料の割増等の別途負担がある。</p> <p>(6) 利用手続 直接各児童クラブに利用申込みを行う。</p>	

現 況		具体的な調整内容								
館 林 市	板 倉 町									
<p>2 保育料軽減補助</p> <p>【目的】 子育て支援の一環として保育料の一部を補助することにより、児童クラブを利用する児童の保護者の経済的負担を軽減する。</p> <p>【概要】</p> <p>(1) 対象者 児童が在籍する年度の市町村民税が非課税の世帯 又は均等割額のみ課税の世帯</p> <p>(2) 補助額 次に定める割合により算出された額を補助する。 ただし、月額3,000円を上限とする。</p> <table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 50%;">非課税世帯</td> <td style="width: 50%;">保育料の2割</td> </tr> <tr> <td>非課税世帯かつ母子等世帯</td> <td>保育料の3割</td> </tr> <tr> <td>均等割額のみ課税世帯</td> <td>保育料の1割</td> </tr> <tr> <td>均等割額のみ課税世帯かつ母子等世帯</td> <td>保育料の2割</td> </tr> </table>	非課税世帯	保育料の2割	非課税世帯かつ母子等世帯	保育料の3割	均等割額のみ課税世帯	保育料の1割	均等割額のみ課税世帯かつ母子等世帯	保育料の2割	<p>2 保育料軽減補助 事業なし</p>	<p>保育料軽減補助については、館林市のみ実施しているため、館林市の例により合併時に統合する。</p>
非課税世帯	保育料の2割									
非課税世帯かつ母子等世帯	保育料の3割									
均等割額のみ課税世帯	保育料の1割									
均等割額のみ課税世帯かつ母子等世帯	保育料の2割									

館林市・板倉町合併協議会の調整内容

合併協定項目	23-12 児童福祉事業	関係項目	6 児童館運営
調整方針	児童館運営については、合併時に再編する。		
現		況	
館 林 市		板 倉 町	
<p>【目的】 児童に健全な遊びを与えてその健康を増進し、情操を豊かにすることを目的とする。</p> <p>【概要】</p> <p>1 児童館数 3か所</p> <p>2 開館日 火曜日～日曜日</p> <p>3 開館時間 午前10時～午後5時</p> <p>4 休館日 月曜日、国民の祝日の翌日、 年末年始（12月29日～翌年1月3日）</p> <p>5 利用料 無料</p> <p>6 施設</p> <p>(1) 児童センター</p> <p>① 実施方法 直営</p> <p>② 職員配置 4名</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 所長 ・ 児童厚生員 2名（保育士、体力増進指導員） ・ 臨時職員 1名 		<p>【目的】 児童に健全な遊びを与えてその健康を増進し、情操を豊かにすることを目的とする。</p> <p>【概要】</p> <p>1 児童館数 1か所</p> <p>2 開館日 月曜日～土曜日</p> <p>3 開館時間 午前9時～午後5時15分</p> <p>4 休館日 日曜日、国民の祝日 年末年始（12月28日～翌年1月3日）</p> <p>5 利用料 無料</p> <p>6 施設</p> <p>(1) 板倉町児童館</p> <p>① 実施方法 直営</p> <p>② 職員配置 3名</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 館長 ・ 児童厚生員 2名（臨時職員） 	
具体的な調整内容			
児童館運営については、開館日、開館時間及び休館日が異なるため、合併時に再編する。			

現 況		具体的な調整内容
館 林 市	板 倉 町	
(2) 西児童館 ① 実施方法 直営 ② 職員配置 4名 ・館長（嘱託職員） ・児童厚生員 2名（保育士） ・臨時職員 1名 (3) 赤羽児童館 ① 実施方法 直営 ② 職員配置 4名 ・館長（嘱託職員） ・児童厚生員 2名（保育士） ・臨時職員 1名		

協議第17号

合併協定項目23-13 保育事業について

保育事業について、次のとおり協議を求める。

平成29年7月28日

館林市・板倉町合併協議会
会長 須藤和臣

項目	合併協定項目23-13 保育事業
調整方針	<ol style="list-style-type: none">1 公立保育園については、現行のとおり新市において継続する。2 子どものための教育・保育給付については、現行のとおり新市において継続する。3 支給認定については、合併時に再編する。4 利用者負担額（保育料）については、次のとおりとする。<ol style="list-style-type: none">(1) 保育料については、合併時に再編する。(2) 軽減制度については、合併時に統合する。

館林市・板倉町合併協議会の調整内容

合併協定項目	23-13 保育事業	関係項目	1 公立保育園																																							
調整方針	公立保育園については、現行のとおり新市において継続する。																																									
現		況																																								
館 林 市		板 倉 町																																								
<p>1 市内の公立保育園</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>保育園名</th> <th>定員</th> <th>給食</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>南保育園</td> <td>90人</td> <td>自園調理(委託)</td> </tr> <tr> <td>東保育園</td> <td>150人</td> <td>自園調理(委託)</td> </tr> <tr> <td>六郷保育園</td> <td>150人</td> <td>自園調理(直営)</td> </tr> <tr> <td>多々良保育園</td> <td>60人</td> <td>自園調理(委託)</td> </tr> <tr> <td>渡瀬保育園</td> <td>90人</td> <td>自園調理(委託)</td> </tr> <tr> <td>美園保育園</td> <td>90人</td> <td>自園調理(委託)</td> </tr> <tr> <td>成島保育園</td> <td>150人</td> <td>自園調理(委託)</td> </tr> <tr> <td>長良保育園</td> <td>90人</td> <td>自園調理(直営)</td> </tr> <tr> <td>松波保育園</td> <td>90人</td> <td>自園調理(委託)</td> </tr> </tbody> </table>		保育園名	定員	給食	南保育園	90人	自園調理(委託)	東保育園	150人	自園調理(委託)	六郷保育園	150人	自園調理(直営)	多々良保育園	60人	自園調理(委託)	渡瀬保育園	90人	自園調理(委託)	美園保育園	90人	自園調理(委託)	成島保育園	150人	自園調理(委託)	長良保育園	90人	自園調理(直営)	松波保育園	90人	自園調理(委託)	<p>1 町内の公立保育園</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>保育園名</th> <th>定員</th> <th>給食</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>板倉保育園</td> <td>90人</td> <td>自園調理(直営)</td> </tr> <tr> <td>北保育園</td> <td>90人</td> <td>自園調理(直営)</td> </tr> </tbody> </table>		保育園名	定員	給食	板倉保育園	90人	自園調理(直営)	北保育園	90人	自園調理(直営)
保育園名	定員	給食																																								
南保育園	90人	自園調理(委託)																																								
東保育園	150人	自園調理(委託)																																								
六郷保育園	150人	自園調理(直営)																																								
多々良保育園	60人	自園調理(委託)																																								
渡瀬保育園	90人	自園調理(委託)																																								
美園保育園	90人	自園調理(委託)																																								
成島保育園	150人	自園調理(委託)																																								
長良保育園	90人	自園調理(直営)																																								
松波保育園	90人	自園調理(委託)																																								
保育園名	定員	給食																																								
板倉保育園	90人	自園調理(直営)																																								
北保育園	90人	自園調理(直営)																																								
<p>2 開園日 月曜日～土曜日(祝日、年末年始除く)</p>		<p>2 開園日 月曜日～土曜日(祝日、年末年始除く)</p>																																								
<p>3 開園時間 月曜日～土曜日 午前7時～午後6時(南、東、六郷、多々良、長良) 午前7時～午後7時(渡瀬、美園、成島、松波)</p>		<p>3 開園時間 月曜日～金曜日 午前7時30分～午後7時30分 土曜日 午前7時30分～午後0時30分</p>																																								
<p>具体的な調整内容</p> <p>公立保育園については、現行のとおり新市において継続する。 ただし、板倉町の土曜日の開園時間については、午前7時30分から午後7時30分までとする。</p>																																										

現					況					具体的な調整内容
館 林 市					板 倉 町					
4 職員数 (平成29年4月1日現在)					4 職員数 (平成29年4月1日現在)					
	園長	保育士	調理員	合計		園長	保育士	調理員	合計	
正規職員	9人	62人	4人	75人	正規職員	2人	12人	0人	14人	
臨時職員	—	77人	6人	83人	臨時職員	—	18人	5人	23人	
5 職員配置基準 (国基準と同様)					5 職員配置基準 (国基準と同様)					
年齢	児童	保育士			年齢	児童	保育士			
0歳児	3	: 1			0歳児	3	: 1			
1歳児	6	: 1			1歳児	6	: 1			
2歳児	6	: 1			2歳児	6	: 1			
3歳児	20	: 1			3歳児	20	: 1			
4歳児	30	: 1			4歳児	30	: 1			
5歳児	30	: 1			5歳児	30	: 1			

館林市・板倉町合併協議会の調整内容

合併協定項目	23-13 保育事業	関係項目	2 子どものための教育・保育給付	
調整方針	子どものための教育・保育給付については、現行のとおり新市において継続する。			
現 館 林 市		況 板 倉 町		
<p>【目的】 小学校就学前児童が幼稚園、認定こども園及び地域型保育を利用した場合に、その教育・保育に要する費用を市が保護者に代わって直接、利用施設に施設型給付費等を給付する。また、市が保育を必要とする小学校就学前児童を民間保育所へ入所委託した際に委託費を支払う。</p> <p>【内容】</p> <p>1 対象施設</p> <p>(1) 施設型給付費、地域型保育給付費等</p> <p>① 市内の認定こども園：富士認定こども園</p> <p>② 広域利用：市外の幼稚園、公立保育園 認定こども園、地域型保育実施施設</p> <p>(2) 委託費</p> <p>① 市内の民間保育所： ルンビニ保育園、聖ルカ保育園、双葉保育園 ももの木保育園、青柳保育園、三野谷保育園</p> <p>② 広域利用：市外の民間保育所</p> <p>2 公費負担 国 1/2 県 1/4 市 1/4</p>		<p>【目的】 小学校就学前児童が幼稚園、認定こども園及び地域型保育を利用した場合に、その教育・保育に要する費用を町が保護者に代わって直接、利用施設に施設型給付費等を給付する。また、町が保育を必要とする小学校就学前児童を民間保育所へ入所委託した際に委託費を支払う。</p> <p>【内容】</p> <p>1 対象施設</p> <p>(1) 施設型給付費、地域型保育給付費等</p> <p>① 町内の私立幼稚園：ひまわり幼稚園</p> <p>② 町内の認定こども園：まきば幼稚園、そらいろ保育園</p> <p>③ 広域利用：町外の幼稚園、公立保育園 認定こども園、地域型保育実施施設</p> <p>(2) 委託費</p> <p>① 広域利用：町外の民間保育所</p> <p>2 公費負担 国 1/2 県 1/4 町 1/4</p>		<p>具体的な調整内容</p> <p>子どものための教育・保育給付については、現行のとおり新市において継続する。</p>

館林市・板倉町合併協議会の調整内容

合併協定項目	23-13 保育事業	関係項目	3 支給認定
調整方針	支給認定については、合併時に再編する。		
現		況	
館 林 市		板 倉 町	
<p>【目的】 小学校就学前児童が幼稚園、保育園、認定こども園及び地域型保育を利用するために、市が支給要件に基づき1号・2号・3号の支給認定区分や保育必要量等の認定を行う。</p> <p>【概要】</p> <p>1 支給認定区分</p> <p>(1) 1号認定（教育標準時間認定） 満3歳以上の教育のみを受ける子ども</p> <p>(2) 2号認定（保育認定） 満3歳以上の保育を必要とする子ども</p> <p>(3) 3号認定（保育認定） 満3歳未満の保育を必要とする子ども</p> <p>2 保育認定の基準</p> <p>(1) 就労（1か月あたりの就労時間の状態が48時間以上）</p> <p>(2) 妊娠・出産</p> <p>(3) 保護者の疾病、障がい</p> <p>(4) 親族の介護・看護</p> <p>(5) 災害復旧</p>		<p>【目的】 小学校就学前児童が幼稚園、保育園、認定こども園及び地域型保育を利用するために、町が支給要件に基づき1号・2号・3号の支給認定区分や保育必要量等の認定を行う。</p> <p>【概要】</p> <p>1 支給認定区分</p> <p>(1) 1号認定（教育標準時間認定） 満3歳以上の教育のみを受ける子ども</p> <p>(2) 2号認定（保育認定） 満3歳以上の保育を必要とする子ども</p> <p>(3) 3号認定（保育認定） 満3歳未満の保育を必要とする子ども</p> <p>2 保育認定の基準</p> <p>(1) 就労（1か月あたりの就労時間の状態が64時間以上）</p> <p>(2) 妊娠・出産</p> <p>(3) 保護者の疾病、障がい</p> <p>(4) 親族の介護・看護</p> <p>(5) 災害復旧</p>	
		具体的な調整内容	
		支給認定については、保育認定の基準及び認定手続きが異なるため、合併時に再編する。	

現 況		具体的な調整内容
館 林 市	板 倉 町	
(6) 求職活動 (支給認定期間は2か月) (7) 就学 (8) 虐待やDVの恐れがある (9) 育児休業期間中の継続利用 (10) その他市長の認める事由 3 認定手続き (1) 4月入園 ① 申請受付時期 ・保育園 1次受付：11月上旬～中旬 2次受付：1次受付以降随時 ・幼稚園 1次受付：11月中旬 2次受付：1次受付以降随時 ・認定こども園 施設による ② 認定時期 翌年1月末日以降 (2) 5月以降入園 ① 申請受付時期 ・保育園 入園希望月の前月15日まで ・幼稚園 入園希望月の前月末日まで ・認定こども園 入園希望月の前月15日まで ② 認定時期 入園月の前月末日 (3) 支給認定変更 ① 毎月20日までの変更申請に対し、翌日より認定変更する。 ② 満3歳の誕生日の到達による3号から2号への変更は、職権により認定変更する。	(6) 求職活動 (支給認定期間は90日) (7) 就学 (8) 虐待やDVの恐れがある (9) 育児休業期間中の継続利用 (10) その他町長の認める事由 3 認定手続き (1) 4月入園 ① 申請受付時期 ・保育園 1次受付：10月 2次受付：1次受付以降随時 施設による ・認定こども園 1号認定：幼稚園と同様 2号認定：保育園と同様 ② 認定時期 12月末日以降 (2) 5月以降入園 ① 申請受付時期 入園希望月の前月15日まで ② 認定時期 入園月の前月末日 (3) 支給認定変更 ① 毎月15日までの変更申請に対し、翌日より認定変更する。 ② 満3歳の誕生日の到達による3号から2号への変更は、職権により認定変更する。	

館林市・板倉町合併協議会の調整内容

合併協定項目	23-13 保育事業	関係項目	4 利用者負担額（保育料）	
調整方針	利用者負担額（保育料）については、次のとおりとする。 （1）保育料については、合併時に再編する。 （2）軽減制度については、合併時に統合する。			
現		況		
館 林 市		板 倉 町		
<p>1 保育料</p> <p>【内容】 国が定める上限額の範囲内で、世帯の所得の状況その他の事情を勘案して市が定めた階層区分に基づく保育料（月額）を徴収する。</p> <p>(1) 階層区分 1号認定 1 4階層 2号・3号認定 2 1階層</p> <p>(2) 保育料月額 参考資料のとおり</p> <p>(3) 保育料の決定方法 4～8月分：前年度の市町村民税の額により決定 9～3月分：当該年度の市町村民税の額により決定</p>		<p>1 保育料</p> <p>【内容】 国が定める上限額の範囲内で、世帯の所得の状況その他の事情を勘案して町が定めた階層区分に基づく保育料（月額）を徴収する。</p> <p>(1) 階層区分 1号認定 5階層 2号・3号認定 1 2階層</p> <p>(2) 保育料月額 参考資料のとおり</p> <p>(3) 保育料の決定方法 4～8月分：前年度の市町村民税の額により決定 9～3月分：当該年度の市町村民税の額により決定</p>		<p>具体的な調整内容</p> <p>保育料については、階層区分ごとの保育料月額が異なるため、合併時に再編する。</p>

現 況		具体的な調整内容
館 林 市	板 倉 町	
<p>2 軽減制度</p> <p>【目的】 少子化対策の一環として、保護者の経済的負担の軽減を図り、子育てしやすい環境を整備する。</p> <p>【概要】</p> <p>(1) 多子世帯軽減（国の軽減制度） 同一世帯から児童が2人以上同時に利用する場合に保育料を軽減する。</p> <p>① 対象範囲</p> <p>ア) 1号認定 年少（3歳児）から小学校3年生まで</p> <p>イ) 2・3号認定 0歳児から年長（5歳児）までの就学前児童で、対象施設を同時利用する場合 〈対象施設〉 保育園、幼稚園、認定こども園、特別支援学校幼稚部、情緒障がい児短期治療施設通所部、児童発達支援、医療型児童発達支援、地域型保育</p> <p>② 軽減内容 対象範囲内で最年長の子どもから順にカウントして適用する。ただし、1号認定で市町村民税所得割額が77,101円未満の世帯、2・3号認定で市町村民税所得割額が57,700円未満の世帯については、年齢上限を問わない。 2人目：保育料の半額。ただし、市町村民税非課税世帯は無料。 3人目以降：無料</p>	<p>2 軽減制度</p> <p>【目的】 少子化対策の一環として、保護者の経済的負担の軽減を図り、子育てしやすい環境を整備する。</p> <p>【概要】</p> <p>(1) 多子世帯軽減（国の軽減制度） 同一世帯から児童が2人以上同時に利用する場合に保育料を軽減する。</p> <p>① 対象範囲</p> <p>ア) 1号認定 年少（3歳児）から小学校3年生まで</p> <p>イ) 2・3号認定 0歳児から年長（5歳児）までの就学前児童で、対象施設を同時利用する場合 〈対象施設〉 保育園、幼稚園、認定こども園、特別支援学校幼稚部、情緒障がい児短期治療施設通所部、児童発達支援、医療型児童発達支援、地域型保育</p> <p>② 軽減内容 対象範囲内で最年長の子どもから順にカウントして適用する。ただし、1号認定で市町村民税所得割額が77,101円未満の世帯、2・3号認定で市町村民税所得割額が57,700円未満の世帯については、年齢上限を問わない。 2人目：保育料の半額。ただし、市町村民税非課税世帯は無料。 3人目以降：無料</p>	<p>軽減制度については、第3子以降保育料無料化の対象児童が異なるほか、館林市のみ寡婦（夫）控除のみなし適用を実施しているため、館林市の例により合併時に統合する。</p>

現 況		具体的な調整内容
館 林 市	板 倉 町	
<p>(2) 母子等世帯軽減（国の軽減制度） 母子世帯、父子世帯、在宅障がい児（者）のいる世帯、生活保護法の保護基準に準ずる世帯の保育料を軽減する。</p> <p>① 対象世帯 1号～3号認定の子どもで、次のいずれかに該当する世帯</p> <p>ア) 母子世帯又は父子世帯 イ) 障害者手帳所持者の属する世帯 ウ) 特別児童扶養手当受給児童の属する世帯 エ) 障害基礎年金等受給者の属する世帯 オ) 生活保護法の保護基準に準ずる世帯</p> <p>② 軽減内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市町村民税非課税世帯 無料 ・市町村民税所得割額 77,101 円未満の世帯 生計が同一の世帯で最年長の子どもから順にカウントして適用する。 1人目：保育料の半額 2人目以降：無料 <p>(3) 第3子以降保育料無料化 同一の扶養義務者によって3人以上の児童を監護する世帯に対し、18歳未満児童のうち、3人目以降の児童の保育料を無料とする。</p>	<p>(2) 母子等世帯軽減（国の軽減制度） 母子世帯、父子世帯、在宅障がい児（者）のいる世帯、生活保護法の保護基準に準ずる世帯の保育料を軽減する。</p> <p>① 対象世帯 1号～3号認定の子どもで、次のいずれかに該当する世帯</p> <p>ア) 母子世帯又は父子世帯 イ) 障害者手帳所持者の属する世帯 ウ) 特別児童扶養手当受給児童の属する世帯 エ) 障害基礎年金等受給者の属する世帯 オ) 生活保護法の保護基準に準ずる世帯</p> <p>② 軽減内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市町村民税非課税世帯 無料 ・市町村民税所得割額 77,101 円未満の世帯 生計が同一の世帯で最年長の子どもから順にカウントして適用する。 1人目：保育料の半額 2人目以降：無料 <p>(3) 第3子以降保育料無料化 同一の扶養義務者によって3人以上の児童を監護する世帯に対し、年齢上限を問わない子どものうち、3人目以降の3歳未満児の保育料を無料とする。</p>	

現 況		具体的な調整内容
館 林 市	板 倉 町	
<p>(4) 寡婦（夫）控除のみなし適用 未婚のひとり親世帯に対し、税法上の寡婦（夫）控除をみなし適用することにより保育料を軽減する。</p> <p>① 対象者 保育料が発生している世帯で、所得を計算する対象となる年の12月31日現在で、次のいずれかに該当する者。</p> <p>ア) 婚姻歴がなく、現在も婚姻状態にない母で、生計を同じくする子*がいる者。</p> <p>イ) ア)に該当し、母の合計所得金額が500万円以下の者。</p> <p>ウ) 婚姻歴がなく、現在も婚姻状態にない父で、生計を同じくする子*がおり、父の合計所得金額が500万円以下の者。</p> <p>※総所得金額等が38万円以下で、他の者の控除対象配偶者や扶養親族となっていない者</p> <p>② 軽減内容 保育料算定の基礎となる所得額から税法上の寡婦（夫）控除を控除して算出した市町村民税の課税状況により保育料を算定する。</p> <p>寡婦控除 26万円 特別寡婦控除 30万円 寡夫控除 26万円</p>	<p>(4) 寡婦（夫）控除のみなし適用 事業なし</p>	

利用者負担額（保育料）基準額表【1号認定（教育標準時間認定）】

各月初日の入園児童の 属する世帯の階層区分	館林市			板倉町	
	階層区分 (14階層)	保育料月額	館林市立幼稚園 経過措置	階層区分 (5階層)	保育料月額
			平成29年度		
生活保護世帯	A	0円	0円	第1階層	0円
市町村民税非課税世帯	B1	1,000円	1,000円	第2階層	1,800円
市町村民税均等割額のみ	B2	3,000円	3,000円		
市町村民税所得割課税世帯	48,599円以下	B3	5,000円	第3階層	7,200円
	62,900円以下	C1	6,200円		
	77,100円以下	C2	7,400円		
	96,300円以下	C3	8,600円	第4階層	11,600円
	115,550円以下	C4	9,800円		
	134,700円以下	C5	11,000円		
	153,900円以下	C6	12,200円		
	173,100円以下	C7	13,400円		
	192,300円以下	C8	14,600円		
	211,200円以下	C9	15,800円		
211,201円以上	C10	17,000円	第5階層	16,800円	

利用者負担額（保育料）基準額表【2号認定・3号認定（保育認定）】

各月初日の入園児童の 属する世帯の階層区分	館林市					板倉町					
	階層区分 (21階層)	保育料月額				階層区分 (12階層)	保育料月額				
		2号認定（3歳以上）		3号認定（3歳未満）			2号認定（3歳以上）		3号認定（3歳未満）		
		保育標準時間	保育短時間	保育標準時間	保育短時間	保育標準時間	保育短時間	保育標準時間	保育短時間		
生活保護世帯	A	0円	0円	0円	0円	第1階層	0円	0円	0円	0円	
市町村民税非課税世帯	B1	1,700円	1,500円	1,700円	1,500円	第2階層	2,400円	2,400円	3,600円	3,600円	
市町村民税均等割額のみ	B2	5,000円	4,900円	5,000円	4,900円	第3階層	5,400円	5,400円	6,800円	6,800円	
市町村民税所得割課税世帯	24,300円未満	B3	6,500円	6,400円	6,500円	6,400円	第4階層	8,200円	8,000円	9,800円	9,800円
	48,600円未満	B4	8,000円	7,900円	8,000円	7,900円					
	58,200円未満	C1	10,500円	10,400円	12,500円	12,300円	第5階層	12,200円	12,000円	14,000円	13,800円
	67,800円未満	C2	12,000円	11,800円	12,500円	12,300円					
	72,800円未満	C3	13,500円	13,300円	14,000円	13,800円	第6階層	16,000円	15,800円	18,000円	17,800円
	77,400円未満										
	87,000円未満	C4	15,000円	14,800円	15,500円	15,300円	第7階層	17,400円	17,200円	24,600円	24,200円
	97,000円未満	C5	16,500円	16,300円	17,000円	16,800円					
	111,400円未満	C6	17,500円	17,300円	19,000円	18,700円	第8階層	18,600円	18,400円	31,200円	30,800円
	125,800円未満	C7	18,500円	18,200円	21,000円	20,700円					
	133,000円未満	C8	19,500円	19,200円	23,500円	23,200円	第9階層	19,600円	19,400円	35,400円	34,800円
	140,200円未満										
	154,600円未満	C9	20,500円	20,200円	26,000円	25,600円	第10階層	20,400円	20,200円	39,600円	39,000円
	169,000円未満	C10	22,000円	21,700円	28,500円	28,100円					
	179,000円未満	C11	23,500円	23,200円	31,500円	31,000円	第11階層	23,000円	22,800円	44,000円	43,400円
	189,000円未満	C12	24,500円	24,100円	34,000円	33,500円					
199,000円未満	C13	25,500円	25,100円	36,500円	35,900円	第12階層	26,600円	26,200円	48,400円	47,600円	
209,000円未満	C14	26,500円	26,100円	39,000円	38,400円						
235,000円未満	C15	27,500円	27,100円	41,500円	40,800円	第11階層	23,000円	22,800円	44,000円	43,400円	
301,000円未満											
397,000円未満	C16	28,500円	28,100円	44,000円	43,300円	第12階層	26,600円	26,200円	48,400円	47,600円	
397,000円以上											

協議第18号

合併協定項目23-14 生活保護事業について

生活保護事業について、次のとおり協議を求める。

平成29年7月28日

館林市・板倉町合併協議会
会長 須藤和臣

項目	合併協定項目23-14 生活保護事業
調整方針	生活保護事業については、合併時に統合する。

館林市・板倉町合併協議会の調整内容

合併協定項目	23-14 生活保護事業	関係項目	
調整方針	生活保護事業については、合併時に統合する。		
現		況	
館 林 市		板 倉 町	
<p>【目的】 要保護者に対し、その困窮の程度に応じて必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長する。</p> <p>【概要】</p> <p>1 保護の実施機関 館林市（館林市福祉事務所）</p> <p>2 内容</p> <p>(1) 生活困窮者からの相談及び生活状況の把握</p> <p>(2) 要保護者からの生活保護申請の受理</p> <p>(3) 保護の要否等の決定及び実施（保護費支給事務等）</p> <p>(4) 被保護者の自立の助長を図るための指導及び助言</p> <p>(5) 保護を必要としなくなった被保護者に対する保護の停止又は廃止の決定</p> <p>3 平成28年度末被保護世帯及び人員 468世帯 599人</p>		<p>【目的】 要保護者に対し、その困窮の程度に応じて必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長する。</p> <p>【概要】</p> <p>1 保護の実施機関 群馬県（館林保健福祉事務所）</p> <p>2 内容</p> <p>(1) 生活困窮者からの相談及び生活状況の把握</p> <p>(2) 要保護者からの生活保護申請受理及び県への進達</p> <p>(3) 県による保護の要否等の決定に基づく保護の実施（保護費支給事務等）</p> <p>(4) 被保護者の自立の助長を図るための指導及び助言並びに相談者及び受給者の状況の県への報告 ※保護を必要としなくなった被保護者に対する保護の停止又は廃止の決定は、県が行う。</p> <p>3 平成28年度末被保護世帯及び人員 52世帯 63人</p>	
		具体的な調整内容	
		生活保護事業については、館林市の例により合併時に統合する。	

寄せられたお問合せと事務局からの回答について

1 期間

平成29年6月7日から平成29年7月9日まで

2 お問合せ数及び方法

2件（メール）

お問合せ番号23

【お問合せ日：平成29年6月9日、方法：メール、お住まい：館林市】

事務局殿ならびに関係各位お疲れ様です。 問い合わせと要望を送付しますので宜しくご検討お願いいたします。

【要望事項】

1. 専門家や有識者等による合併の調査・研究会を作って、合併してどのような街を創るのか具体的なビジョンを描いて下さい。（合併協議会だよりに記載されている「館林板倉新市基本計画骨子」では抽象的な表現なので新市の将来象のイメージがつかめませんので、具体的な表現で示してください）そして、館林市と板倉町にどのようなメリットとデメリットがあるのか明確にしてください。なお、調査研究会の専門家・有識者などは館林市と板倉市に利害関係の無い第三者で構成してください。

2. 調査研究会での成果、ビジョンとメリット／デメリットを館林市と板倉町の住民に開示してください

3. 合併するかしないかの住民投票を館林市と板倉町で実施して下さい。現代の民主主義の時代に、住民の意思を尊重しないで合併を決めるのは考えられません。

【問い合わせ事項】

1. 何のために合併するのか良く分かりません。板倉町の約647名の署名により合併協議会が設置されておりますが、この647名の方はなぜ合併を要望されているのか具体的な内容を教えて下さい。

2. もしも既に、合併の具体的なビジョンやメリット・デメリットが創造・考察されているのであれば教えて下さい。

事務局からの回答

この度は、合併協議会に対して貴重なご意見をいただき、ありがとうございます。

まず、【要望事項】の1「専門家や有識者等による合併の調査・研究会を作って、合併してどのような街を創るのか具体的なビジョンを描いて下さい」及び2「調査研究会での成果、ビジョンとメリット／デメリットを館林市と板倉町の住民に開示して下さい」につきましては、本協議会は任意協議会ではなく、両市町の議会の議決を経て設置された法定協議会です。そのため、合併特例法では、新市の将来像を描く「新市基本計画」は、法定合併協議会が策定しなければならないとされています。

なお、本協議会で策定を進めている新市基本計画の進捗状況ですが、「骨子」は策定済みであり、今後、合併協定項目の審議を進め、より具体的な「素案」を策定します。その後、協議会に諮ったうえで、ホームページや合併協議会だよりに掲載したいと考えています。

次に、【要望事項】の3「合併するかしないかの住民投票を館林市と板倉町で実施して下さい」につきましては、先日開催されました、平成29年館林市議会第2回定例会の一般質問において、協議会の会長である須藤館林市長は「さまざまな層の住民に十分かつ適正な情報提供を念入りに行わなければ、住民投票はただの感情運動になる可能性もあり、安易に住民投票を進めるべきでは無いと判断する。」と答弁しています。また、副会長である栗原板倉町長も、平成28年板倉町第4回定例会閉会のあいさつにおいて、「住民投票は、必要と判断した人（住民や議員）が取り組む制度である。」と発言しており、両市町の長として住民投票を行う考えはないとの見解を示しております。

なお、住民投票には、住民の直接請求（有権者の50分の1以上の署名）、議員提案（議員の12分の1以上の賛成）、自治体の長による提案という3つの方法があります。両市町の長の考えは、自治体の長による提案は考えていないという意味であり、住民請求や議員提案を否定しているものではありません。

次に、【問い合わせ事項】の1「647名の方はなぜ合併を要望されているのか具体的な内容を教えてください」につきましては、平成27年12月に合併協議会設置請求代表者が、署名を収集した後に板倉町長に提出した「合併協議会設置請求書」に「請求の趣旨」がございます。その「請求の趣旨」は次のとおりです。

「板倉町と館林市は、隣接している上に歴史的・文化的にも繋がりが深く、自治体間の枠組みを超えて行政、経済、教育、医療、福祉、日常生活全般にわたって、密接な関係にあります。近年の交通・通信手段の著しい発達、生活圏の広域化をもたらし、住民の交流機会を格段に増しています。特に行政の広域化は、医療、消防をはじめ、水道事業、ごみ処理事業、国民健康保険など効率化を目指して住民生活に密着した主要分野にまで広がっています。しかし、広域行政は、合併と比べて事務の複雑化、二重行政となり効率化という目的を果たしていない状況にあります。

そのような状況下にあって、少子高齢化、人口減少社会の到来が現実視される今日、「納税者の減少」、「医療・福祉費の増大」、その上に「国家財政の悪化」が見込まれる中で、直面する課題を克服しながら行政サービスの維持向上を図っていくには、効率的な行政運営を心がけるとともに、行財政基盤を強化する必要があります。地方行政を取り巻く環境は厳しい状況が予想されます。

それら課題への対応策として、国・地方一体となつての行財政改革の推進が平成の市町村合併を生み出したのです。平成の大合併が一段落している今でも、国は財政再建に向けて合併特例法を延期してまで市町村合併を推進しています。

平成の合併の気運が高まる中、平成15年に館林市、板倉町、明和町の1市2町で事務レベルの合併研究会が設置されましたが、1回だけ開催されたという記録が残っています。平成20年、館林市長より館林・邑楽1市4町の合併構想が提案されるも、公式協議会設置に至っていないのです。その後も首長間で非公式な合併への話し合い、働きかけがあるものの進展していない状況にあります。

その間、平成22年に板倉町が実施した「合併に関する町民意識調査」（アンケート調査）によると、「合併に賛成23.7%」、「どちらかといえば賛成22.3%」、「合併することに反対8.8%」、「どちらかといえば反対10.2%」、「どちらともいえない30.7%」という結果があります。多くの板倉町民が合併を望んでいることが読み取れます。それから5年が経過しています。

そのようなアンケート結果があるにもかかわらず合併の是非を公式の場で協議することなく、問題を先送りしていることは、次世代への責任の放棄と考えます。

よって、合併特例法4条に基づいて、住民発議による板倉町を合併請求者、館林市を合併対象者とする一市一町の法定合併協議会の設置を請求します。」

その他

以上が合併協議会設置請求に署名した板倉町民が合併を要望する具体的な内容です。

最後に、2「合併の具体的なビジョンやメリット・デメリットが創造・考察されているのであれば教えてください」につきましては、現在、本協議会で合併協定項目の審議を進めています。この審議によって、住民サービスや制度を館林市に合わせる、板倉町に合わせる、新たに作り直すのいずれかに調整します。その結果に基づいて、合併後のビジョンとなる新市基本計画を策定するとともに、計画の中で合併による具体的なメリット・デメリットを記載する予定です。現在はその過程にあり、お示しできるものはございませんが、協議会での審議過程やその結果につきましては、これまで同様、合併協議会だよりやホームページを通して積極的に情報発信してまいりますので、ご理解をよろしく申し上げます。

お問合せ番号24

【お問合せ日：平成29年7月4日、方法：メール、お住まい：館林市】

事務局殿ならびに関係各位お疲れ様です。合併に関する要望等を送付しますのでご検討のほど宜しくお願いいたします。

【要望事項】

1. 館林市の有権者全員を対象に合併の賛否に関するアンケート調査を行ってください。板倉町では既に平成22年に合併に関するアンケート調査を実施されており、合併協議会設置請求の署名収集などで民意を尊重されています。館林市においても民意を反映して戴きたいと思えます。

2. アンケート調査の実施にあたっては、なぜ合併するのか、合併してどのような街を創るのか具体的なビジョンと、合併した場合のメリット・デメリット等の合併に関する判断材料を、住民に分かり易く説明してください。合併についての判断材料が示されないと回答のしようがないため、意味の無いアンケート調査になると思えます。

【アンケート調査の必要性・効果】

1. 現在、合併を知らない人や関心の薄い人も多いように見受けますが、なぜ合併するのか、新市の未来像、合併のメリット・デメリット等について住民が理解し納得して合併する事が重要だと考えます。

2. アンケート調査の結果は市議会での合併決議で重要な判断材料になると思います。
3. アンケート内容に、どのような街にしたいか市民に問えば、新しい街の斬新なアイデアも出てくるのではないかと思います。
4. 合併協議会において合併方式について新設にするか編入にするか討議されておりますが難航しているように見受けられます。合併してどのような街にするか具体的なビジョンが示されていれば討議もし易くなるのではないかと思います。また、アンケートのなかに新設か合併か市民の意見を問えば合併方式決定の参考になるのではないかと思います。

事務局からの回答

この度は、合併協議会に対してご意見をいただき、ありがとうございます。

【要望事項】の1「館林市の有権者全員を対象に合併の賛否に関するアンケート調査を行ってください。」についてお答えいたします。

本協議会は、館林市及び板倉町で設置した法定協議会です。そのため、ご要望いただきました「館林市の有権者全員を対象としたアンケート調査」は、本協議会として実施することはできないものと考えております。仮に実施するとすれば、実施主体は本協議会ではなく、板倉町が実施したアンケートと同様に、「館林市」として実施しなければならないと考えています。

今回いただきました要望事項及びアンケート調査の必要性・効果につきましては、館林市で市町村合併に関することを所管している政策企画部企画課に情報提供させていただくとともに、合併協議会委員の皆様にも報告させていただきますので、ご理解をよろしく申し上げます。